

証拠書類等及び支給額の算定等に関する特例

※通常の申請では不都合が生じる場合にご覧ください。

※下記の特例を利用する場合、審査に時間を要するため、通常の申請に比べて支給までにお時間を頂く場合があります。

1 証拠書類に関する特例

(中小企業等)

平成31年(令和元年)基準月及び令和2年の基準月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類について、合理的な事由により提出できないものと知事が認める場合

(個人事業者等)

平成31年(令和元年)分又は令和2年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、平成31年(令和元年)分又は令和2年分の確定申告書第一表の控えを提出できないものと知事が認める場合

2 中小企業等の支給額の算定等に関する特例

- ① 平成31年1月から令和3年3月までの間に設立した法人である場合
- ② 売上額を比較する2つの月の間に合併を行っている場合
- ③ 連結納税を行っている場合
- ④ 平成30年又は平成31年(令和元年)に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合
- ⑤ 売上額を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合
- ⑥ 特定非営利活動法人及び公益法人等(法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人)の場合

3 個人事業者等の支給額の算定等に関する特例

- ① 平成31年1月から令和3年3月までの間に開業した場合
- ② 売上額を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合
- ③ 平成30年又は平成31年(令和元年)に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合

 **上記の特例を利用する場合は7月20日(火)以降
にコールセンターに詳細をご確認ください。**